

(様式2)  
処分基準(不利益処分関係)

	担当課	消防防災安全課	検索番号	2 - 3
法令名	高圧ガス保安法		根拠条項	39
不利益処分	高圧ガス又は充てん容器の廃棄又は所在場所の変更命令(緊急措置)			
(根拠規定)				
<p>都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、高圧ガス又は高圧ガスを充てんした容器の所(占)有者に対し、廃棄又は所在場所の変更を命ずることができる。</p>				
(処分基準)				
<p>廃棄又は所在場所の変更命令は、次の基準により行う。</p> <p>高圧ガス関係等事故措置要綱について(平成12年12月5日消第1504号県民環境部長通知) 第39条関係</p> <p>次のような場合であって、災害の発生の防止上必要と認めるときは、高圧ガス保安法第39条に基づく緊急措置を命ずるものとする。</p> <p>事故により、火災、ガスの大量漏洩等が進行中であって、更に災害の拡大が予想されるとき</p> <p>事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって、再度、同種事故の発生が予想されるとき</p> <p>事故の原因となった状況が、当該事業所内の同種設備にも明らかに存在し、同種事故が発生する恐れが極めて大きいとき</p>				
(その他)				